

会 議 録 目 次

平成 1 8 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 4 日目）

平成 1 8 年 3 月 2 2 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第10号議案	海田町事務分掌条例の制定について……………	5
日程第 2	第11号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第 3	第12号議案	海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について……………	6
日程第 4	第13号議案	海田町国民保護協議会条例の制定について……………	6
日程第 5	第14号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第 6	第15号議案	海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第 7	第16号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
日程第 8	第17号議案	海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について……………	1 0
日程第 9	第18号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
日程第10	第19号議案	海田町美しいまちづくり条例の制定について……………	1 2
日程第11	第20号議案	海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
日程第12	第21号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
日程第13	第22号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
日程第14	第23号議案	海田町児童クラブ運営条例の制定について……………	1 3
日程第15	第24号議案	海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3

日程第16	第25号議案	海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する 条例の制定について……………	1 4
日程第17	第26号議案	平成18年度海田町一般会計予算……………	1 4
日程第18	第27号議案	平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	1 5
日程第19	第28号議案	平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	1 5
日程第20	第29号議案	平成18年度海田町老人保健特別会計予算……………	1 5
日程第21	第30号議案	平成18年度海田町介護保険特別会計予算……………	1 6
日程第22	第31号議案	平成18年度海田町水道事業会計予算……………	1 7
日程第23	発議第1号	海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 7
日程第24	発議第2号	議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について	1 7
追加日程第1	発議第3号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制 定について……………	1 8
追加日程第2	発議第4号	閉会中の継続調査事件について……………	1 9
		（閉 会）……………	2 0

平成18年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成18年3月7日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月22日（水）9時00分宣告（第4日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所	長	木 原 晴 彦
環 境 セ ン タ ー 所	長	寺 田 修 康
監 理 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部 次 長		新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	園 山	純
主 幹	濱 吉	計 守
主 事	中 村	修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 第10号議案 | 海田町事務分掌条例の制定について |
| 日程第 2 | 第11号議案 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 第12号議案 | 海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について |
| 日程第 4 | 第13号議案 | 海田町国民保護協議会条例の制定について |
| 日程第 5 | 第14号議案 | 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 第15号議案 | 海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 第16号議案 | 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 第17号議案 | 海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 9 | 第18号議案 | 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 第19号議案 | 海田町美しいまちづくり条例の制定について |
| 日程第11 | 第20号議案 | 海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 第21号議案 | 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 第22号議案 | 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 第23号議案 | 海田町児童クラブ運営条例の制定について |
| 日程第15 | 第24号議案 | 海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の |

一部を改正する条例の制定について

日程第16 第25号議案 海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定
について

日程第17 第26号議案 平成18年度海田町一般会計予算

日程第18 第27号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第19 第28号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第20 第29号議案 平成18年度海田町老人保健特別会計予算

日程第21 第30号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計予算

日程第22 第31号議案 平成18年度海田町水道事業会計予算

日程第23 発議第1号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第24 発議第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について

追加日程第1 発議第3号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 発議第4号 閉会中の継続調査事件について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第24に至
る各議案でございます。

この際、日程第1、第10号議案から日程第22、第31号議案までを一括議題といたしま
す。

去る9日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、
予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。
予算審査特別委員会委員長、宮坂議員。

○予算審査特別委員会委員長（宮坂）それでは、予算審査特別委員会の審査報告をいたし
ます。本委員会は、平成18年3月9日付で付託されました案件を審査の結果、次のとお
り決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第10号議案から第31号議案に至る22議案でございます。

審査経過でございますが、平成18年3月9日、本会議において議員14名で設置された本委員会は、3月13日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、3月13日9時から15時まで工事関係の現地調査を行いました。第2回目の3月14日から第4回目の3月16日までは、会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第10号議案及び第11号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第12号議案及び第13号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第14号議案、第15号議案、第16号議案及び第17号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第18号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第19号議案、第20号議案、第21号議案及び第22号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第23号議案については、別紙1の修正案を起立全員で可決し、修正部分を除く部分については原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第24号議案及び第25号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第26号議案については、別紙2の修正案を起立全員で可決し、修正部分を除く部分について、全会一致で原案のとおり可決し、別紙3の附帯決議を付すものと決定いたしました。第27号議案、第28号議案及び第29号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第30号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第31号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（原田）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第10号議案、海田町事務分掌条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定についてと第13号議案、海田町国民保護協議会条例の制定についてを一括採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようです。反対討論から行います。佐中議員。

○15番（佐中）第12号議案、国民保護対策本部条例及び第13号議案、国民保護協議会条例に反対の討論を行います。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は、国や自治体は住民の自主防災やボランティアの国民保護のための活動に対し必要な支援を実施すると定めております。これは、言い換えれば、自主防災組織も町内会組織も戦争体制づくりであります。町内会などでつくる自主防災組織は全国で11万組織とも言われ、約2,674万人が参加しております。これを国の戦争計画にふだんから組み込んで利用していこうというわけであります。政府は自主防災組織が定期的を実施している防災訓練を有事や大規模テロを想定した内容に改め、訓練に必要な防毒マスクなどの整備を市町村に要請することを決めたとも報道されております。また、各県に国民保護業務担当者が置かれ、その体制が強化され始めております。

この国民保護対策本部条例、国民保護協議会条例は、戦争のための7つの法案と3つの条約・協定を有事法制関連7法案ともいいます。その中の1つに武力攻撃事態法、そ

のもとに国民保護法があります。これは、武力攻撃やテロに備えるものと口では言っておりますが、とんでもない法律であります。これは国を守る、あるいは避難、備えなどではありません。日本とアジアの平和、国民の暮らしと権利を脅かす天下の悪法であります。日本を守るためではなく、アメリカの戦争に参戦する法でございます。たくさんの罪のない市民の命を奪ったアメリカのイラク侵略、ベトナム戦争もそうであったように、イラク戦争はこの3年間、アメリカ軍を含む多国籍軍でこれまで16万の軍隊を送っている。1日平均50人から60人の犠牲者を出していることになりましたが、他国を侵略し、これほどの内政干渉はありません。かつてないあらゆる軍と最新鋭の兵器をつぎ込んでも、アメリカの意のままにならないではありませんか。こんな悪法は、先制攻撃の戦争に日本が参戦できるようにする。これが有事法であり、国民保護法の正体であります。現に2003年5月、当時の防衛庁長官は国会で、アメリカの戦争が先制攻撃だったとしても、この法律が発動できないわけではないと答弁をしております。

この国民保護法は自治体や民間企業、国民をふだんから国の戦争計画に組み込むシステムをつくろうとしております。戦争対処の基本指針は政府が決め、それに基づいて自治体や民間企業がこれに協力する計画をつくります。都道府県知事や全国的民間企業、いわゆる指定公共機関の計画づくりは首相が必要な援助を行います。つくられた計画は首相に報告しなければなりません。さらに、都道府県と市町村には自衛隊から派遣された幹部や教育長などが加わった国民保護協議会が平時から設けられ、戦争協力の施策を協議します。また、政府機関、自治体、民間企業はその計画で実行する組織を整備します。そして、政府機関や自治体や計画に基づく訓練を行い、町民に訓練の参加を要請するわけであります。国民は避難訓練の参加を要請されたとき、協力するよう努めるとされております。これに従わない場合、協力を拒否したら11もの罰金があります。最高は1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、最低でも30万円以下の罰金または拘留とされております。また、政府はこうした措置の重要性について国民に対する啓発について努めなければならないとしております。地域、職場、学校でふだんから戦争のための訓練や啓発が繰り広げられかねないわけであります。アメリカの無法な戦争に動員し、戦争に日本を導くパスポートでもあります。このような法や条例で町民の生命や財産を守ることはできません。大地震や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交、政治の力で抑えることができます。憲法9条の1項は「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国

際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」、2項では「前項の目的を達するため、陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」。憲法9条が今脅かされようとしております。9条を変質させようと、憲法改正の動きがあります。現在の憲法を守り、有事を起こさせない平和外交の努力こそ今大切と、声を大にして、反対の討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。第12号議案及び第13号議案についての賛成討論を行います。

賛成の理由は2つほどありますが、そのまず1点は、これらの条例は武力攻撃における国民保護のための措置に関する法律によって義務づけられております。要するに町長に課せられた義務であるということであります。

2つ目の理由は、性格こそ異なりますが、危機管理の一環でございまして、これも町長に課せられた重大な責務であるというふうに考えます。2つ目の理由の若干細部について申し上げます。武力攻撃の可能性がたとえわずかでもある以上、それに対して町民を守る準備をしておかなくてはなりません。平和を叫んでおるだけで、もし核攻撃等が行われた場合は準備がないと町民は守れません。近隣の状況について、中国の人民代表大会が先日終わりましたが、その全人代のスポークスマンは国防費の伸び率を前年に比して14.7%の伸びと発表いたしました。アメリカは中国のその国防費の伸びがその2倍ないし3倍であろうということを言っております。また、国際的戦術研究者は、まず2倍以上だというふうなことを申しております。また、中国の国防費は18年間連続2けたの伸びを示しております。最近の主な内容は、主に戦闘機とか潜水艦を増強し、あるいは最近では空母もみずからつくる能力ができたというふうなことを言って中国脅威論に拍車をかけております。また、中国は核保有大国でもあります。多数の核弾頭つき長距離ミサイルを保有して、そのうちの多数が我が国に照準を合わせております。そういうことでございますが、また、北朝鮮も核保有及び長距離ミサイルを保有しておるというふうに言われております。アメリカはこれらの脅威に対して全保有の潜水艦及び空母の60%を太平洋に配備することを決めました。

このように、我が国がおとなしくしておっても、我が国を取り巻く軍事情勢は極めて厳しいものがあります。そういう情勢の中で、先ほども申しましたが、ただ平和を叫んでいるだけでいいのか。もし武力攻撃が起こった場合、国民、なかんずく町民の安全を

守れるのか。武力攻撃の可能性が否定できない以上、たとえ万分の1でもある以上、このための保護対策本部あるいは緊急事態対策本部とか国民保護協議会条例等を制定し、いつ何どきでも議会及び各本部が設置可能にしておくことが、町民を守り、保護するための最小限の努力であります。これは原則であります。決して戦争準備ではありません。他国に戦争を仕掛けるものでもございません。また、アメリカに協力するものではありません。もしもの際に町民を避難させ、あるいは誘導するための準備をしておくものがあります。性格こそ異なりますが、地震、津波に備える危機管理と同様のものがあります。したがって、この条例を制定しておくことは町長の重大なる責務であります。よって、本案に賛成いたします。議員諸氏のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第12号議案と第13号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第12号議案と第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第15号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論があるようです。反対討論をお願いします。岡田議員。

○3番（岡田）第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、

反対の討論を行います。

今回の保険料の値上げの条例では19%の保険料のアップとなります。平成15年も14%の値上げでした。老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、非課税措置の廃止や定率減税の半減で、収入は変わらなくても増税による負担で高齢者や所得の低い人の生活に大きな影響があらわれています。負担は能力に応じて、給付は平等に、これは社会保障の原則です。しかし、これから改定をする介護保険料の負担は6段階の定率性であり、今までの保険料率1の保険料を年間4万8,500円から9,100円値上げをし5万4,900円に、保険料率として最も所得の低い人には0.5を乗じて2万2,900円だった保険料を2万7,400円に引き上げるというもので、能力に応じた負担とはなっておりません。海田町では高齢退職年金が年間18万円以上の受給者は今まで最低保険料として2万2,900円の介護保険料を差引かれていましたが、今後は2万7,400円となるわけです。月割りにすればわずか1万5,000円の年金収入の人でもいや応なしに介護保険料を差引かれております。これではどういうふうにして暮らせというのでしょうか。憲法25条が定める生存権を保障する観点から、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりにするために、介護保険料などの負担はよりきめ細かく段階を分け、所得に応じて、つまり能力に応じた負担に切りかえるべきです。国の負担は今25%ですが、これを30%に引き上げるように要求をすべきです。以上の理由で、第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例について反対いたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

保険料を上げなければいいのはわかっておりますが、上げざるを得ない状況であることに心を痛めております。日本国は世界にまれに見る高齢化が進んでいる今日、国ベースでございますが、2000年度の介護保険制度開始時の介護給付費は3兆2,000億円でしたが、2006年度予算案では6兆5,000億になっております。介護が必要となったときに安心して給付が受けられるためにも今回の改正は必要と判断をいたし、第18号議案に賛成をいたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決

を行います。お諮りいたします。

第18号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、海田町美しいまちづくり条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござい
ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決
されました。

続いて、第20号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の
制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべ
きものでございます。討論がござい
ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決
されました。

続いて、第21号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決
すべきものでございます。討論がござい
ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第22号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、海田町児童クラブ運営条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を修正すべきものでございます。これより、本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第23号議案について採決を行います。

まず、修正案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第23号議案に対する修正案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、

原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案、海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案、平成18年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を修正すべきものでございます。これより、本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決を行います。

まず、修正案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第26号議案に対する修正案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

続いて、第27号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案、平成18年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようです。岡田議員。

○3番（岡田）第30号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計予算に反対する討論をします。

年金生活者は、少ない年金から介護保険料を天引きされ、その上、先ほど申しましたけれども、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、非課税措置の廃止や定率減税の半減など、大変な経済的な負担を負っております。その上、医療費の自己負担増大、そして介護保険料の値上げは生活を直撃し、高齢者が健康で文化的な最低限の生活を営むことを困難にしております。今の仕組みでは、介護サービスや事業者の介護報酬が上がれば、保険料、利用料の負担も増えます。今回の改正は、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に取り込み、これまで公費で行ってきた保健福祉事業を介護保険財政に移すことにより国庫負担の割合を削減し、国の責任を後退させるものです。まさに介護の社会化という当初の理念を投げ捨てて、自立・自助の考え方を徹底した制度へと介護保険の制度を大きく変えていく大改悪です。介護保険への国の負担は給付費の25%とされていますが、これを30%に引き上げるべきです。そして、これを国に要望すべきであります。自立・自助の努力のみでは生きていけない人たちの生活を支えるのが自治体の介護福祉ではないでしょうか。財政的な視点から弱者を切り捨てるようなことがあってはならないことです。町は、介護サービスを以前受けていて、その後やめた人の実態を把握していただきたい。そして、健康で自立しているのであれば問題はありませんが、経済的な理由でやめているのであれば、大きな問題です。したがって、介護保険料の値上げを前提とした第30号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計予算に反対をいたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第30号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計予算に賛成の立場から討論を行います。

今年度の予算案は、高齢化が進んでいる今日、元気で長生きができるように、要介護度が軽い方やその一步手前の高齢者の介護予防に力を入れる一方、在宅の中、重度者へ

本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、
発議第 2 号についてを採決いたします。お諮りします。

発議第 2 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第 2 号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。再開は10時10分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 4 0 分 休憩

午前 1 0 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま議会改革特別委員会の委員長に宮坂議員、副委員長に渡辺議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

ただいま、久留島議員他13名から、発議第 3 号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定(案)が提出されました。これを日程に追加して追加日程第 1 として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、発議第 3 号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、
発議第 3 号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 続きまして、渡辺議員他3名から、発議第4号、閉会中の継続調査事件(案)が提出されました。これを日程に追加して追加日程第2として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

発議第4号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員長、渡辺議員。

○総務文教委員長(渡辺) 5番、渡辺です。閉会中の継続調査事件について提案説明をいたします。

議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。閉会中については、地方自治法第109条第6項及び第109条の2第4項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ、議会の閉会中もなお調査を行うことができるものとされております。本案は、平成18年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について、複雑化、専門化する行政に対応しようとするもので、別表のとおりそれぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。以上で提案説明を終わります。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第４号は原案のとおりこれを決します。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、専決処分についてでございますが、今国会で地方税制の一部改正をする法案が審議されております。その法案が成立しますと、課税事務上必要でございますので、海田町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、去る３月７日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見やご要望は重く受けとめ、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいりたいと思えます。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げて、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原田）以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は、平成18年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意を表するものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深くお礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げます。以上で閉会のあいさつとさせていただきます。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成18年第１回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前１０時１４分 閉会